

研究所 月報 2024.1

介護離職ゼロを目指して

仕事と介護の両立

政府は、一億総活躍社会を実現するため、必要な介護サービスの確保を図るとともに、働く環境の改善や家族への支援を行うことで、2020年代初頭までに介護離職者をなくすことを目指しています。

(1) 介護休業制度

介護が必要な家族1人につき、通算93日まで、3回を上限として分割取得できます。対象家族は、配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫です。

介護休業期間中は、要件を満たせば雇用保険から休業前の賃金の67%が雇用保険料から支給されます。（介護休業給付金）

(2) 介護休暇制度

介護が必要な家族1人につき、1年度に5日まで、対象家族が2人以上の場合は1年度に10日まで、1日単位または時間単位で、介護休業や年次有給休暇とは別に取得できます。

(3) 介護のための短時間勤務等の制度

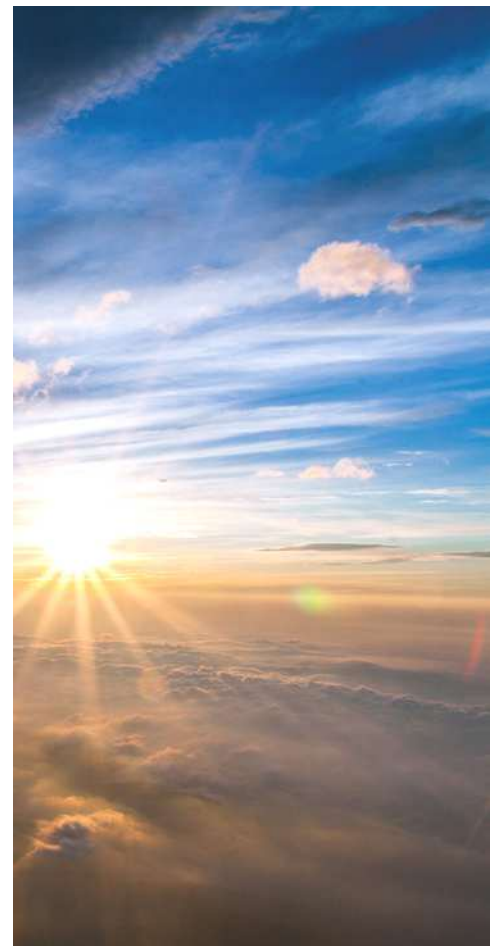
事業主は以下のいずれかの制度（介護が必要な家族1人につき利用開始から3年間で2回以上の利用が可能な制度）を作る必要があります。

- ・短時間勤務の制度
- ・フレックスタイム制度
- ・時差出勤の制度
- ・労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度

(4) 介護のための所定外労働の制限など

そのほか、介護終了まで残業の免除や制限を申し出ることができる制度や、深夜業の免除を申し出ることができる制度があります。

介護休業は、自身が介護を行うだけでなく、介護と仕事を両立できる体制を整える期間でもあります。職場復帰までに仕事を継続できる体制が整えられるよう、適切に制度を利用しましょう。



勤務時間外の連絡を拒否したい…「つながらない権利」

つながらない権利とは、勤務時間外に、仕事上のメールや電話への対応を労働者が拒否することのできる権利のことを言いますが、このテーマについて連合が調査結果を公表しました。今回はそのポイントを取り上げます。

(1) 勤務時間外における仕事の連絡の有無

ほぼ毎日	10.4%
週に2~3日	14.3%
月に2~3日	12.1%
月に1日以下	17.9%
連絡がくることはない	27.6%

(2) 勤務時間外における取引先からの業務上の連絡の有無

連絡がくることがある 44.2% / 連絡がくることはない 55.8%

(3) 勤務時間外の業務上の連絡とストレスとの関係

感じる 62.2% / 感じない 37.8%

(4) 自身の職場における「勤務時間外の取引先との連絡（業務上の連絡）」についてのルールの有無

ある 19.9% / ない 45.8% / わからない 34.4%

(5) 「つながらない権利」によって勤務時間外の連絡を拒否できるのであれば、そうしたいか

非常にそう思う 29.2% / ややそう思う 43.4%
あまりそう思わない 21.5% / まったくそう思わない 5.9%

「つながらない権利」によって勤務時間外の連絡を拒否できるのであれば、そうしたいと思うという回答は合計で72.6%となっています。柔軟な働き方が増加する中で、今後、議論は進んでいくことになるでしょう。

ひらたコラム

大学生の頃、学外で劇団を主宰して6回ほど公演をしました。脚本、演出、出演もすべてやっていた究極の「自作自演」。今となってみれば、いわゆる「黒歴史」というヤツで、穴がなくても掘って埋めたいくらいの記憶ですが、当時はまあそれなりに打ち込んでいました。もちろん卒業単位はギリギリです。半年に一度、オリジナルのストーリーを考え、週2回集まって…を繰り返すこと4年。

学生の間だけと決めて、卒業後は演劇と関わることはなかったのですが、創作意欲が湧き出てきたらどうしよう…という心配も束の間、あれから20年、何の創作意欲も湧き出ません。ある意味、全力投球で完全燃焼といえますが、不思議なものです。やっと検索しても出てこないくらいの過去になりました。



発行/2023年12月28日 第140号
平研究所 代表・社会保険労務士 平田 さやか
733-0865 広島県広島市西区草津本町9-18-201
TEL 082-530-2344 / FAX 082-553-0544
Mail info@tairaken95.com
URL http://tairaken95.com

